

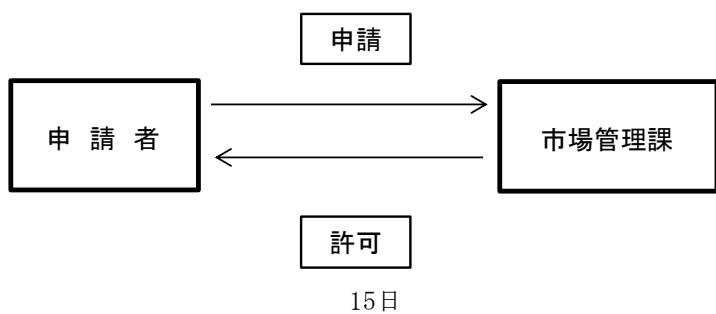
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 35

| | | |
|--|--------------------------------|-----|
| 処 分 名 | 市場施設の原状変更の許可 | |
| 処 分 の 概 要 | 松山市公設花き地方卸売市場の市場施設の原状変更を許可する。 | |
| 根 抱 法 令 名 | 松山市公設花き地方卸売市場業務条例(平成22年条例第14号) | |
| 条 項 | 第66条第1項 | |
| 所 管 課 | 市場管理課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 15日 | |
| 標準処理期間 | 計 | 15日 |
| 審査基準 | 未設定 | |
| 【根拠法令等】 松山市公設花き地方卸売市場業務条例 (原状変更の禁止) 第66条 使用者は、増改築、模様替え等をすることにより、市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。 2 使用者が前項ただし書の規定により、市場施設の原状に変更をえたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。 | | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



15日

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。